

令和 7 年長審第 5 号

裁 決

水上オートバイ A 同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 7 月 28 日 14 時 00 分

唐津湾南部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイ A

総トン数 0.2 トン

登録長 2.87 メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 183 キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成29年11月に進水した、最大とう載人員が船員1人及び旅客2人のFRP製水上オートバイで、船体の前部にリヤビューミラー及びハンドルバーが、中央部に操縦者が跨乗するフロントシートが、同シートに連続して同乗者が跨乗するリヤシート及び片方ずつの手でつかむ左右のグリップが、同シート後端に水中から乗船する者又はトeingを行った際に後ろ向きに跨乗する監視者がつかむハンドグリップがそれぞれ装備されていた。

そして、Aの船体取扱説明書の安全情報には、落水による水面への衝撃及びジェットノズル付近で強い噴流を受けた場合、身体開口部に大きなけがを負うおそれがあり、通常の水着では下半身開口部の十分な保護にならないことから、跨乗する際には身体を保護できるウェットスーツボトム等のように厚くしっかりした丈夫な布でデニムのような体にぴったりした衣類を着用すること並びに跨乗した際には同乗者が前側に跨乗した者又はグリップに確実につかまることがそれぞれ示されていた。

(2) 唐津湾等

唐津湾は、九州北岸の佐賀県唐津市と福岡県糸島市とに囲まれ、南北方向に約6海里及び東西方向に約11海里の湾で、唐津港東港東防波堤灯台（以下「唐津東防波堤灯台」という。）から103度（真方位、以下同じ。）約3海里付近に玉島川河口及び唐津東防波堤灯台から163度約1海里付近に松浦川河口がそれぞれ位置し、玉島川河口から松浦川河口までの間に海岸が延びていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、いずれも救

命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.1メートル船尾0.2メートルの喫水をもって、令和6年7月28日13時20分玉島川河口西方の海岸を発し、唐津湾南部の遊走水域に向かった。

これより先、a受審人は、玉島川河口西方の海岸に集合した友人及び知人の多数が同乗を希望したことから、自身が所有する別の3人乗りの水上オートバイを友人に操縦させ、Aと2隻で交替させながら遊走することとした。

a受審人は、救命胴衣を着用した友人が操縦する水上オートバイとともに航行し、遊走水域に到着して同水上オートバイとの船間距離を保ちながら同水域を周回したのち、同乗者を交替させるため、発航した海岸に戻って同乗者を降ろし、海水パンツ姿で上半身裸の上から救命胴衣を着用した別の友人1人をリヤシート前部に跨乗させ、再び遊走水域で周回を始めた。

a受審人は、遊走水域で周回していたところ、友人が操縦する水上オートバイから同乗者の落水を見受けなかったものの、喫水の状態が深く操縦が難しそうな様子に見えたことから、同水上オートバイの同乗者2人のうちの1人を自艇に移乗させるため、周回を中断し、当該水上オートバイに寄せ、短パン姿でラッシュガードの上から救命胴衣を着用した同乗者1人をリヤシート後部に跨乗させて周回を再開することとした。

a受審人は、14時00分少し前唐津東防波堤灯台から114度2.94海里の地点で、発進するとき、前部の同乗者が片方ずつの手で左右のグリップを、後部の同乗者が両腕を後方に回し両手を順手としてハンドグリップをそれぞれつかんだ体勢をとっており、この体勢のまま発進すると後部の同乗者が体勢を崩して後方へ落水し、ジェットノズル付近での強い噴流によって身体開口部に大きなけが

を負うおそれがあったが、同乗者に発進する旨の声を掛ければ身構えるので落水することはないものと思い、前側に跨乗した者に確実につかまっていることを確かめるなど、同乗者に対する安全確認を十分に行わなかつたので、同乗者の体勢に気付かなかつた。

こうして、a受審人は、14時00分僅か前唐津東防波堤灯台から114度2.94海里の地点で、船首を246度に向け、前方を目視し、同乗者に発進する旨の声を掛け、発進と同時に後部の同乗者がハンドグリップで体を支えきれないようになり、14時00分唐津東防波堤灯台から114度2.94海里の地点において、Aは、船首が246度を向いたまま、5.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）になったとき、後部の同乗者が体勢を崩して後方に落水した。

当時、天候は晴れで風力1の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、落水した同乗者が会陰裂創、直腸全層性裂創及び膣全層性裂創を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件同乗者負傷は、唐津湾南部において、同乗者をリヤシートに跨乗させて発進する際、安全確認が不十分で、発進と同時にリヤシート後部の同乗者がハンドグリップで体を支えきれないようになり、体勢を崩して後方に落水したことによって発生したものである。

a受審人は、唐津湾南部において、同乗者をリヤシートに跨乗させて発進する場合、同乗者が落水することのないよう、前側に跨乗した者に確実につかまっていることを確かめるなど、同乗者に対する安全確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同受審人は、同乗者に発進

する旨の声を掛けられ身構えるので落水することはないものと思い、同乗者に対する安全確認を十分に行わなかつた職務上の過失により、同乗者の体勢に気付かず、発進と同時にリヤシート後部の同乗者がハンドグリップで体を支えきれないようになり、体勢を崩して後方に落水する事態を招き、負傷させるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 9 月 10 日

長崎地方海難審判所

審 判 官 永 木 俊 文